

第2回国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会

議事次第

日 時：令和3年3月18日（木）14:00～16:00

※オンライン開催

1 開 会

2 議 事

- （1）国立ハンセン病資料館常設展示見直しの方向性について
- （2）その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 見直し検討会における一構成員としての序論的な意見
（内田構成員提出資料）
- 資料 2 国立ハンセン病資料館常設展示見直しの考え方
（鈴木構成員提出資料）
- 資料 3 国立ハンセン病資料館常設展示資料
- 参考資料 1 「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」開催要綱
- 参考資料 2 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会 構成員名簿

見直し検討会における一構成員としての序論的な意見

内田博文

一 展示目的

●本常設展示の見直しに当たって参照されるべきは、ハンセン病問題基本法である。前文では、次のように謳われている。

「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。」

●また、同法第18条は、「国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

●この前文及び18条によると、資料館の常設展示の目的も、①ハンセン病強制隔離政策による被害及び名誉の回復、②今も根強いハンセン病差別・偏見の抑止、③そのためのハンセン病及びハンセン病対策の歴史について正しい知識の普及啓発、④患者の権利の法制化などによる再発防止、に求められるということになる。これらの目的は「基本的人権の尊重」と深く関わることから、差別禁止を含む、人権の尊重の啓発普及も、展示の目的とされるべきであろう。

●人権の尊重の普及啓発に際して重要なことは、温泉ホテル宿泊拒否事件に見られるようなパターナリズムの問題である。パターナリズムが差別及び人権侵害に容易に転化したという負の歴史を踏まえ、人権尊重の普及啓発に当たっては、このパターナリズムの問題とそれに対置されるものとしての、例えば障害者権利条約に見られるような「当事者による当事者のための当事者の人権」という法理にも焦点があてられるべきであろう。これをハンセン病問題に当てはめると、自治会運動、全患者協運動、「らい予防法」闘争、全療協運動、資料館建設、国賠、家族訴訟など、当事者運動の歴史がそれということになる。ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発にとっても、それは欠かせないと思われる。

●常設展示の対象となる展示物も、当然のことながら、このような常設展示の目的に即して選定されなければならない。療養所における入所者の生活に係る各種の展示物、入所者の「人間回復」の闘いに係る展示物、退所者や家族の社会生活に係る展示物、加害や差別偏見に係る展示物、国の誤ったハンセン病強制政策に係る展示物、「無らい県運動」等に係る展示物などが中心を占めることになる。

●ちなみに、ハンセン病問題検証会議は、多岐にわたる詳細な検証結果をまとめた最終報告書を2005年3月に国に提出している。この最終報告書に盛り込まれた検証項目は、国立ハンセン病資料館の常設展示物の選定に当たっても参考となろう。

●国立ハンセン病資料館の常設展示についても、前年踏襲というのではなく、展示目的に即して展示物及び解説、展示方法の見直しを絶えず行い、この見直しを通じて、常設展示の充実を図っていかなければならない。そのためには、前提として、①必要な資料の収集、②資料館所蔵の資料の整理、③展示可能で足りない展示物のリストアップ、などがシステム化されていなければならず、組織的・恒常的な資料の管理・保管・見直しの体制づくりが課題となる。それがないと、常設展示の見直しは「絵にかいた餅」になりかねない。

二 改善の方向

●国立ハンセン病資料館によると、常設展示の目的及び理念が、「導入展示の趣意」、「展示室1の趣旨」、「展示室2の趣旨」、「展示室3の趣旨」に分けて、次のように説明されている。

「導入展示の趣意」：病気についての簡潔な説明を導入展示として設置し、続けて日本における古代から現在までのハンセン病の歴史を、通史的に追う。常設展示の中心である展示室2「癩療養所」、および3「生き抜いた証」を見るための前提として、歴史的経緯の把握を目指すための展示と位置づけている

「展示室1の趣旨」：病気についての簡潔な説明を導入展示として設置し、続けて日本における古代から現在までのハンセン病の歴史を、通史的に追う。常設展示の中心である展示室2「癩療養所」、および3「生き抜いた証」を見るための前提として、歴史的経緯の把握を目指すための展示と位置づけている。

「展示室2の趣旨」：化学療法開発以前の時代を中心に、患者にとって療養所の中でのくらしがどれほど苦しいものであったかを示す。発病してから入所するまでの絶望と、入所後に療養所で生きていく中での絶望とを展示し

ている。療養所および所内での生活を成り立たせてきた各要素でコーナーを構成し、雑居部屋や「重監房」の一室の原寸再現も展示している。

「展示室3の趣旨」：苦しい状況にあったからこそ自らの生きる意味を探り見いだしてきた、患者・回復者の力強い姿を示す。それらを表すものとして、患者運動の成果、創作活動、治る時代のリハビリテーションなどを取り上げている。また全国42人の回復者・関係者による、主に自身の人生について語っていただいたお話を聞くことができるビデオブース（証言コーナー）を設けている。なお常設展示室2から常設展示室3に至る回廊には絵画作品を、常設展示室3の北側展望ギャラリーには陶芸作品を展示している。

●この常設展示の目的ないし理念については、国立ハンセン病資料館の設置目的と必ずしも適合しない部分が散見される。導入展示及び展示室1における「ハンセン病の歴史」についての展示については、国立ハンセン病資料館の設置目的に照らし見直しが必要ということになろう。

●ハンセン病問題は、医療・医学の問題にとどまらず、優れて人権の問題だといえるからである。隔離政策以前の差別と隔離政策後の差別の相違は、2001年5月11日の熊本地裁判決が明確に指摘するところで、この点も見直しにあたってはポイントになろう。

●ハンセン病問題の啓発ポスターなどでは、「ハンセン病を正しく理解しましょう。」といった標語がしばしば掲げられている。そして、「ハンセン病は伝染力が強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしたといわれています。」（厚労省）等と解説されている。伝染力が強くないのに強いとし、強制隔離政策を採用したことが誤りであったとされている。

●それでは、もし伝染力の強い感染症が出てくれば強制隔離政策を採用しても構わないということになる。現にそう主張する医師の方は少なくない。しかし、仮に伝染力が強くても、患者の人権をいかに守るかというのが人権の論理である。仮に隔離するにしても、社会との関係をできる限り維持するように努めるとするのが人権の論理である。常設展示における「ハンセン病の歴史」についても、このような観点からの見直しが必要だと思われる。

●それは、展示室2及び展示室3における常設展示についても妥当と思われる。焦点をより鮮明化し、それに沿った展示に改善していかなければならないと考えられる。

●この見直し及び改善に当たっても、ハンセン病問題検証会議の検証項目が参考になろう。展示物の解説などに当たっても、検証会議の報告書の分析などが参照されるべきであろう。展示物に関する歴史的評価を検証会議報告書の視点で整理して解説をすることなどがそれである。

●展示及び展示物の見直しにあたっては、次の諸点にも留意されなければならない。

- ・ハンセン病問題の教訓を現在と未来に生かすように努めること
- ・展示物に対する当事者の思いを「当事者の語り」を通じて伝えるように努めること
- ・必要な場合には展示物に解説・説明を付加するように努めること
- ・学芸員の解説・説明間における連携ないし連関を確保し、見学者の一層の理解に努めること
- ・見学者による知識の習得にとどまらず、見学者の行動改善につながるように努めること
- ・双方向型の展示に努め、展示物及び解説を通じた当事者と見学者の対話を促進するように努めること

以 上

国立ハンセン病資料館

常設展示見直しの考え方

～あるべき展示の目的、理念と見直しの方策

2021 年 3 月 18 日

鈴木 利 廣

1. 展示の目的

(1) ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発

(2) ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発

＊隔離政策以前の差別と隔離政策後の差別の相違の明確化（2001 年熊本判決の指摘）

＊癩予防ニ関スル件（1907 年）から現在まで（無らい県運動、全療協運動、らい予防法廃止、被害者運動と国賠訴訟、ハンセン病基本法、厚労省交渉など）

(3) 当事者の側から、国の施策の下に置かれた当事者の生活の展示

＊差別・偏見被害の実態、当事者の語り

(4) 当事者運動の歴史

＊自治会運動、全患者協運動、らい予防法闘争、全療協運動、資料館建設、国賠、家族訴訟 など

2. 理念

(1) 当事者の基本的人権保障の視点からの問題提起

(2) 過去の歴史を過去に終わらせず、現在と未来への問題提起として

(3) 展示物に関する歴史的評価を検証会議報告書の視点で整理して解説をする

(4) 見学者の価値観の転換を図る

(5) 展示物による「語り」が何かを考える

3. 見直しの方策

(1) 展示可能な、足りない展示物のリストアップ

(2) 展示物保管・整理に関わった当事者の想いの検討

(3) 展示方法の再検討

(4) 資料館における見学から対話への発展

4. その他

組織的・恒常的な資料の管理・保管・見直しの体制づくり

国立ハンセン病資料館 常設展示 展示構成表

2021年3月13日現在の展示構成について、展示室ごとに以下の要素を記載。

①大コーナー	タイトル・リード文
②小コーナー	タイトル・リード文は必要に応じて配置しているため該当の内容がない場合もある
③主な展示資料	当該コーナーの主な展示資料について、内容および展示形態を記載
④備考	主として資料の内容や展示形態についての注記

II 展示機能

1. 常設展示

1) 常設展示

展示室1「歴史展示」、展示室2「療養所」、展示室3「生き抜いた証」、およびプロムナード展示の4つのエリアで構成し、約950点の資料を展示している。



A プロムナード・導入展示

プロムナードでは当館の設立準備や開館後の活動、リニューアルの経緯などに関する展示を行っています。

導入展示では隔離を象徴する資料を展示し、常設展示室へのアプローチを促します。



B 展示室1 歴史展示

日本のハンセン病をめぐる歴史を、政策を中心に概観できます。



C 展示室2 療養所

治療薬ができる前の時代を中心に、療養所の中の患者が、いかに苛酷な状況下で生活していたのかを展示しています。



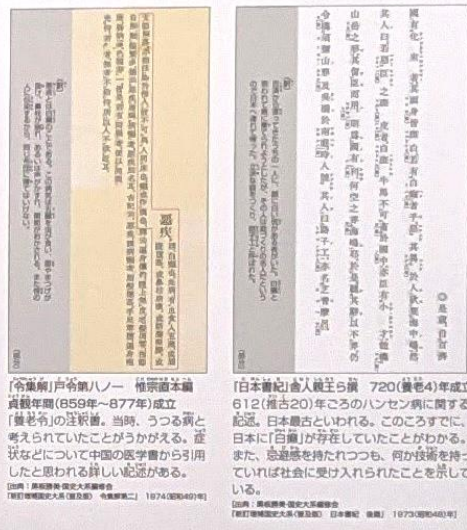
D 展示室3 生き抜いた証

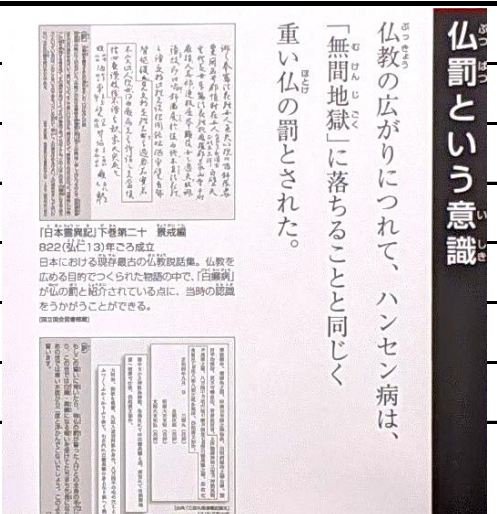
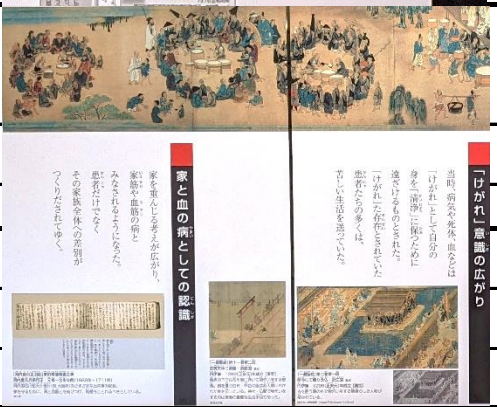
苛酷な状況にあってなお、生きる意味を求め、また生き抜いてきた患者・回復者の姿を展示しています。

また患者・回復者と共に生きていくために、皆さまに知っていただきたいことについても展示しています。



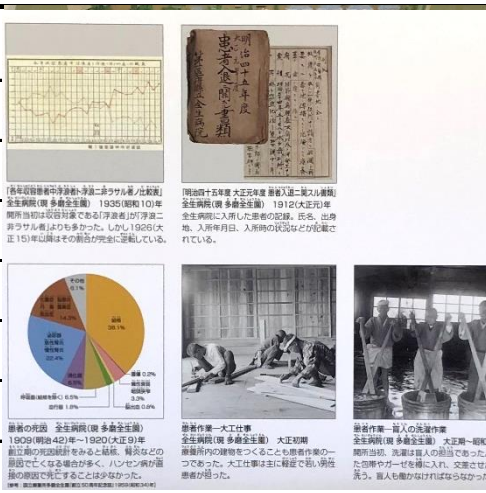
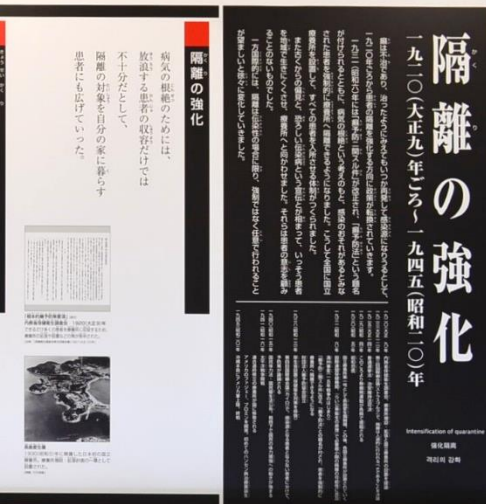
大コーナー	小コーナー	主な展示資料		備考
		タイトル	展示形態	

A　プロムナード					
活動の目的、設立経緯、基本情報					
	高松宮記念ハンセン病資料館設立から国立ハンセン病資料館としての再開館、現在に至るまでの活動について紹介。	-	高松宮記念ハンセン病資料館設立準備・開館、らい予防法廃止、国家賠償請求訴訟、国立ハンセン病資料館として再開館、ハンセン病基本法制定、各年度の統一交渉の内容、各年度の資料館運営情報などの事項に関する資料	写真 テキストパネル	開館20周年記念展の内容をもとに設置(2016年)。
	ロビー展示 新聞記事や速報的な内容など時宜を得た資料を紹介。	ハンセン病家族訴訟について(パネル展示)	ハンセン病家族訴訟の判決文、原告のメッセージ、内閣総理大臣談話、弁護士声明、改正法法文	テキストパネル 写真	
		新聞コーナー	新聞記事	実物	新聞記事スクラップ
A-1	導入展示 	療養所を社会から隔てるもの	瀬溝、コンクリート壁、柵の垣根の写真	写真パネル	
			瀬溝の対岸までの距離、壁や垣根の高さを示す模型	造作	
			映写機、消防団制服、消防ホース車等	実物資料	
		常設展示室の概要と展示を見るにあたっての基本知識	展示室のご案内	テキストパネル	
			ハンセン病という病気について	テキストパネル	
			ハンセン病療養所所在地図	グラフィック	
			「古くから差別されてきたハンセン病とはこんな病気です」パネル	グラフィック	
			不治の病から治る病気へ、癪からハンセン病へ	グラフィック	
B-0　第1展示室　歴史展示　日本の政策を中心としたハンセン病をめぐる歴史					
B-1	古代から近世まで				
	古代から近世までのハンセン病への認識は、時代によって、感染する病、仏罰による病、「けがれ」た病、家筋・血筋が原因の病、というように変化し重なりあっていました。そうしたなかで、患者たちは罪深い者、業を負った者として社会の底辺におかれました。 ここでは家から被差別者の集落へ移り住み、あるいは命絶えるまで、治癒を祈り物乞いをし、放浪しながら生きた人々の姿を追います。 一方こうした時代にあっても、少数ですが、患者を排除せず、同じ人間として付きあっていった可能性を示す事例も存在していました。	差別のはじまり 古くからさまざまな形で嫌われ、恐れられてきたハンセン病。 宗教における病の認識の広がり、日本におけるハンセン病への考え方ののはじまりをさぐる。	「日本書紀」より抜粋	グラフィック	
			「令集解」より抜粋	グラフィック	
			『諸病源候論』	書籍	

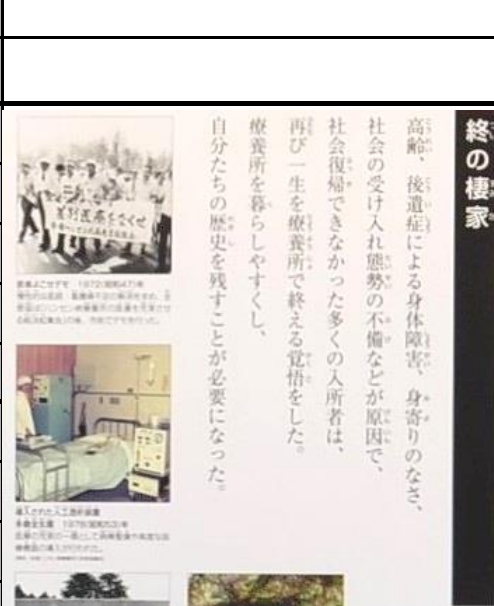
	古代から近世まで	仏罰という意識	「日本霊異記」より抜粋	グラフィック	
		仏教の広がりにつれて、ハンセン病は、「無間地獄」に落ちることと同じく重い仏の罰とされた。患者の絶望はいかばかりだっただろう。	起請文 罰文	グラフィック	
		「けがれ」意識の広がり	「一遍上人絵詞」第3巻1段 「尾張甚目寺にて大衆に飲食を施す」	グラフィック	
当時、病気や死体、血などは「けがれ」として自分の身を「清浄」に保つために遠ざけるものとされた。 「けがれ」た存在とされていた患者たちの多くは、苦しい生活を送っていた。	「一遍聖絵」十一 淡路天満宮の図 聖戒作 (国宝)	グラフィック			
	家と血の病としての認識	「河内屋可正旧記」東町常信物語之事	写真・テキスト		
	家を重んじる考えが広がり、家筋や血筋の病とみなされるようになった。患者だけでなくその家族全体への差別がつくりだされてゆく。				
	前近代の救済活動	『府内古図』 1829 (文政12)	グラフィック		
	社会の底辺におかれるなかで、機会は少なくとも、人間として扱われることが、患者にとってどれほど救いになっただろう。	北山十八間戸	写真		
	映像 (宗教とハンセン病)	新約聖書・コーラン・妙法蓮華経より抜粋	写真・テキスト		
B-2	患者収容のはじまり 1870年代 (明治初期) ～1920 (大正9) 年頃				
	明治以降、町場や各地の神社・仏閣・温泉などには、家を出ざるをえなくなり放浪していた患者たちが多くいました。それまで世間から見捨てられるのみであった患者に、医療を行おうとする医師らも現れはじめ、宗教者たちによる救済活動もなされました。明治末からは、放浪する患者の隔離が国家の対策としてはじめられました。 その背景には、コレラなどの急性伝染病の流行に対し、消毒・隔離などの細菌学を基礎とした対策が導入されたこと、患者たちの存在が「文明国」にふさわしくないとされたことなどがありました。 公立の療養所がつくられ、数年後にはすでに患者作業や監禁室が登場し、断種手術がはじめられていました。	治癒への望み	回天病院設立広告	実物	
		不治の病だといわれてきたが、少数ながら「治療できる」とする医師らが現れた。実際に治ったかどうかは別として、患者にとっては大きな希望だったに違いない。	後藤昌文の講演録	実物	
			岡村商店製の大風子油	実物	
			「癩病蔓延ノ予防及ビ癩病家ノ注意書」	グラフィック	



宗教者たちの救済活動 放浪する多くの患者を救済したのは キリスト教をはじめとする宗教者たちであった。 宗教者たちは寄付を募るなど資金を集め、国の対策以前に各地に私立療養所をつくり、それまで顧みられることのなかった患者に家や食事、宗教による精神的な安寧を与えた。	近代初期に設立された主な私立療養所の写真	グラフィック	
	テストウイドからオズーフ宛ての書簡	グラフィック	
	「土地建物売買証書」慰廃園	グラフィック	
	大隈重信からリデルへの書簡	実物	
ハンセン病の伝染病判明と「癩予防ニ関スル件」の成立 ハンセン病は伝染病であることが判明した。当時、コレラなどの急性伝染病が蔓延していた。これに対し、細菌学を基礎にすえ、社会防衛を主な目的とする対策が世界的にとられていた。日本でも1907（明治40）年、「癩予防ニ関スル件」の成立により、国家としての対策がはじまった。	「虎列刺退治 虎列刺の奇薬」	グラフィック	
	身延河原の掘建て小屋	写真	
	A.ハンセン	写真	
	光田健輔・東京市養育院	写真	
	明治四十年法律第十一号（「癩予防ニ関スル件」）	グラフィック	
最初の公立療養所		グラフィック・写真	

		療養所の実態	「各年収容患者中浮浪者ト浮浪ニ非ラサル者ノ比較表」	グラフィック		
		初期の公立療養所は主に放浪する患者を収容対象とした。医師が不足し、他の病気を診る専門医もいなかった。不自由者の付添い介護や衣食住にかかわる作業も患者が行った。また後に結婚の条件とされる断種手術がはじめられていた。	盲人の洗濯作業	写真		
			全生病院模型	模型		
			園内通用券	実物		
		懲戒検束権と監禁室の登場	内務省令第六号「懲戒検束規定」	グラフィック		
		療養所内の患者を統制するために、懲戒検束権と監禁室が登場し、懲罰による秩序維持がはかられた。	監禁室（大島療養所）	写真		
			ワゼクトミーに関する論文	文書		
		映像（「文明国」とハンセン病）	写真、絵図等			
B-3	隔離の強化 1920（大正9）年頃～1945（昭和20）年					年表
	癩は不治であり、治ったようにみえてもいつか再発して感染源になりうるとして、1920年頃から患者の隔離を強化する方向に政策が転換されていきます。1931（昭和6）年には「癩予防ニ関スル件」が改正され、「癩予防法」という題名が付けられるとともに、病気の絶滅という考えのもと、感染のおそれがあるとみなされた患者を強制的に療養所へ隔離できるようになりました。こうして全国に国立療養所を設置して、すべての患者を入所させる体制がつくられました。 また古くからの偏見と、恐ろしい伝染病という宣伝とが相まって、いっそう患者を地域で生きにくくさせ、療養所へと向かわせました。それらは患者の意志を顧みることのないものでした。 一方国際的には、隔離は伝染性の場合に限り、強制ではなく任意で行われることが望ましいと徐々に変化していきました。	隔離の強化 放浪する患者の収容だけでは不十分だとして、病気の根絶のために隔離の対象を自分の家に暮らす患者にも広げていった。	「根本的癩予防策要項」	グラフィック		
			長島愛生園	写真		
			愛国絵葉書	実物		
			『癩の話』	実物		
			『癩予防施設概観』	実物		
	「癩予防法」の成立 すべての患者の収容を可能にした「癩予防法」が成立した。より多くの患者を収容するために、国立療養所が誕生した。	「癩予防法」の成立 すべての患者の収容を可能にした「癩予防法」が成立した。より多くの患者を収容するために、国立療養所が誕生した。	法律第五十八号「癩予防法」	グラフィック		
			「国際連盟らい委員会報告」	グラフィック		
			隔離を批判した医師たち	写真		

	無癩県運動 人々のハンセン病への無知や嫌悪を推進力に、各県は「癩の根絶」を掲げ、患者のいない状態を競う無癩県運動をくりひろげた。十坪住宅建設、癩予防協会の活動などもこれを後押しした。	患者がいる地点に印をつけた地図	実物	
		本妙寺強制収容関連資料	実物	
		『絶望より希望へ』（パンフレット）	実物	
		『日本MTL』第89号	実物	
		宮島俊夫「癩夫婦」より抜粋	テキストパネル	
		重監房設置を報じる新聞記事	グラフィック	
		多磨全生園の入所者数と職員数の比率の推移	グラフィック	
		患者作業一覧	グラフィック	
		健康は身のため國のため（ポスター）	グラフィック	
		菊池恵楓園パンフレット	グラフィック	
B-4	化学療法と患者運動 1945（昭和20）年～1996（平成8）年	沖縄愛楽園の上水タンクに残る砲弾跡	写真	
		映像（戦時下沖縄の強制収容）	写真・証言映像	
		映像（私立療養所の閉鎖）	写真・証言映像	
		特別病室事件の舞台となった「重監房」の跡	写真	
		「生活擁護患者大会」	文書	
		プロミン	実物	
		プロミン注射	写真	
		『癩の新薬プロミン』	グラフィック	

	らい予防法闘争	全癩患協ニュース第一号	文書	
	患者の意識は、療養生活の改善からさらに「癩予防法」の改正へと向かった。癩予防法（旧法）の基本方針と同じ、外出制限・秩序維持・消毒等の規定を持つ、らい予防法（新法）が成立した。療養所の別を越えて、全国国立癩療養所患者協議会（略称：全癩患協、後の全患協）を結成し、時代に合った改正要求運動を強力に行った。	第一回支部長会議	写真	
		らい予防法闘争関連資料	写真	
		「全癩患協ニュース 第十五号」	文書	
		全患協腕章	実物	
	療養のための施設をめざして	らい予防法改正に関する付帯決議	テキストパネル	
	社会復帰や園外に働きに出る労務外出は、療養所に患者の労働力に頼る運営の転換を迫った。患者作業の廃止、職員による看護・介護、生活費の保障など、当たり前であるはずの療養生活の実現を求めた。	六・五闘争	写真	
		社会復帰者の見送り	写真	
		労務外出の働き先となった団地	写真	
		1969年の七月行動	写真	
	終の棲家	『ハンセン氏病の手引き』	実物	
	高齢、後遺症による身体障害、身寄りのなさ、社会の受け入れ態勢の不備などが原因で、社会復帰できなかった多くの入所者は、再び一生を療養所で終える覚悟をした。園内を暮らしやすくし、自分たちの歴史を残すことが必要になった。	医者よこせデモ	写真	
		導入された人工透析装置	写真	
		全生園自治会のハンセン氏病病図書館	写真	
		改築された納骨堂（駿河療養所）	写真	
	開放医療			
	沖縄では、一九六〇年代から通院治療や療養所からの軽快退所が法的に可能になった。当時、世界的にそれが一般的な対策だった。差別は厳然とあったが、家族と別れずにすむことが、患者を絶望からどれほど救ったことだろう。	宮古島に設置された皮膚科の診療所	写真	
		沖縄の学童検診	グラフィック	
		職業補導所にて洋裁講習	写真	
		藤楓荘	写真	
	映像（戦後沖縄のハンセン病政策）			

B-6 療養所の歴史にゆかりのある人びと					
私立療養所の設立者、公立・国立療養所の医師等のうち高松宮記念ハンセン病資料館常設展示室にて紹介していた人物らを中心に紹介。（2013年に追加） 	人物紹介パネル 待労院のシスターの十字架、着衣などの遺品 書籍	写真・テキスト			
		実物			
		実物			

展示構成表 常設展示室 2

大コーナー		小コーナー		主な展示資料		備考
				タイトル	展示形態	
C-0 第2展示室 癩療養所 ―治療薬ができる前の療養所での過酷な暮らし―						
C-1	癩の「宣告」と収容					
	古くより社会の人々はハンセン病を強く嫌悪していました。患者がその診断を「癩の宣告」というのは、発病前に本人も同じ偏見を持っていたために受けたショックを示しています。 こうした社会状況を背景に、国は社会を防衛するためとして患者の隔離を進めていきました。 また、家族も「癩の血筋」として忌み嫌われたため、患者は家や故郷を追われて療養所に入るか、放浪するしかありませんでした。	家にこもる	患者の自宅検診	写真	家にこもる 患者を屋敷の奥深くや、目立たない小屋などに隠し、周囲の目から患者と家を守ろうとする家族もいた。  患者自宅検診 皇皇製薬館 1935(昭和10)年 病民の家族を隠して暮らす家にも、警察や医師らが訪れてその隠みを露わにいった。	
		患者を屋敷の奥深くや、目立たない小屋などに隠し、周囲の目から患者と家を守ろうとする家族もいた。				
		民間療法	「癩病妙薬」の石碑（愛知県・覚恩寺）	実物		
		患者は治りたい一心で、少しでも効くと聞けばどんな治療にも飛びついた。しかし、そのほとんどが、はかない夢に終わった。	「サイの角」	実物		



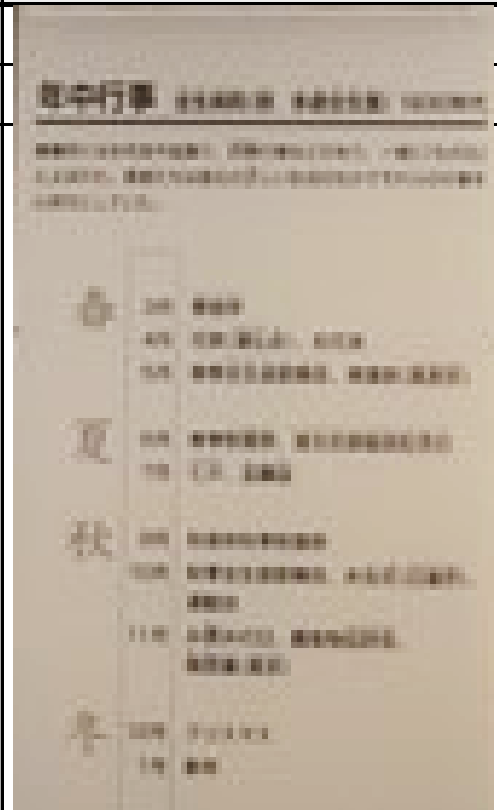
遍路・巡礼 四国遍路や各地の札所巡礼には病気を治すご利益があると信じ、信仰の旅に出る患者たちもいた。	遍路着・杖・遍路笠	実物
	八十八か所のお砂場の砂	実物
療養所へ 社会の排除の厳しさによって体力的・精神的・経済的に限界を迎えた患者の中には、療養所を残された最後の希望ととらえたものもいた。	療養所入所を勧めるパンフレット（松丘保養園）	実物



強制収容一望ませた収容一 患者の発見は密告によることが多く、それを受けて村長や警官、市町村や療養所の職員らがたびたび入所を勧めに訪れた。これが近所に知られ、「癪の根絶」は国のためといわれると、患者は不本意でも療養所へ行くより仕方がなく、実質的には強制収容に近いものであった。	入所勧奨の様子	写真	
	送致の様子	写真	
	患者専用の車両	写真	
	「全生村へ」石碑	実物	
強制収容一連行による収容一 すべての患者を療養所に収容する方針が打ち出された後は、警察や軍が患者を拘束して療養所に入れることも行われた。	本妙寺強制収容	写真	
	「本妙寺本妙寺癪部落一齋掃蕩ノ件報告」	テキストパネル	

C-2 療養所の衣食住					
入所した患者は収容病棟から寮舎に移され、療養所の暮らしがはじまりました。寮舎とは雑居家屋で、性別や年齢、盲目かどうかなどの身体障害の別に分けて入居させられました。そこが、入所者の衣食住のすべてでした。 	入所	北條民雄「いのちの初夜」より抜粋	テキストパネル		
	府県から全生病院への送致の場合、療養所の人力車が駅から患者を乗せてくる。収容門から先は患者だけが住む小社会だった。門の傍らには守衛の詰所があった。	入所	写真		
		入所直後	入所直後の様子（証言）	テキストパネル	
	「癲の宣告」後、絶望のあまり自殺を考える患者もいた。入所してきた患者は、最初に入る収容病棟で、初めて見る重症患者の姿にわが身の果てを重ねて衝撃を受けた。中には、身元が分からないように、名前を変える者もいた。社会や家族との絆を断ち切られて、療養所の入所者となった。	療養所貸与の着物	実物		
		園内通用券	実物		
	療養所の衣食住	全生病院内の地図	グラフィック		
	入所した患者は収容病棟から寮舎に移され、療養所の暮らしがはじまりました。寮舎とは雑居家屋で、性別や年齢、盲目かどうかなどの身体障害の別に分けて入居させられました。そこが、入所者の衣食住のすべてでした。	入院者心得	グラフィック		
		共用の調理、裁縫、清掃などの道具	実物		
		山吹舎 1 号室復元	ジオラマ・実物		
		1日のスケジュール（九州癲療養所患者心得・「癲院記録」より抜粋）	グラフィック		
	映像（雑居生活）	山吹舎（男子軽症独身者寮）での暮らし	現地映像・証言		

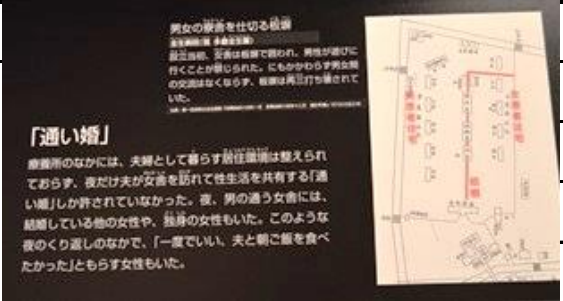
C-3	癩の治療　―大風子油と対症療法―				
有効な治療方法がなかった時代、療養所は患者の治療よりも収容を優先していました。療養所における患者の生活の維持のためにさまざまな作業を行わざるを得なかったため、患者は絶えず傷をつくり、体調を悪化させ、むしろそのための治療をしなければなりませんでした。また、治療助手・病棟看護・不自由舎介護も患者作業でまかなわれていました。 	当時の主な治療	大風子油・注射器・カニューレ	実物		
	実際には自然治癒もあったが、当時、癩は不治の病と考えられていた。治療方法は	大風子油注射	写真		
	大風子油注射しかなく、効果も定かではなかった。一方けがの治療は、消毒薬をつ	外科手術	写真		
	けがの治療は、消毒薬をつ	コルベン・調剤さじ・処方箋用紙	実物		
	けがの治療は、消毒薬をつ	輪っか下駄・松葉杖	実物		
	けがの治療は、消毒薬をつ	大竹草「無菌地帯」より抜粋	テキスト・音声		
		障害を重くするサイクル	グラフィック		
		盲導鈴・盲導柵	実物		
		ハンセン病の主な症状	グラフィック		
					
C-4	患者作業				
ハンセン病が直接の死因になることは極めて少なく、実際は結核などの合併症が主な死因でした。そのため合併症がなければ、失明や手足の重度な障害を起こさない限り、患者は見た目には相当な労働力を持っていたため、療養所の維持・運営を目的に、「患者作業」としてさまざまな作業に従事せざるを得ませんでした。例えばある療養所では、98種類にも及ぶ職種に患者が従事させられた年もありました。 	生活のための作業	作業賃一覧			
	患者たちも、療養所の中では「人の役に立ちたい」という気持ちは強く、手足の障害・知覚麻痺・発汗障害をおして他の患者のために働いた。作業は療養所の維持・運営を目的として行われ、わずかな作業賃も支払われていたが、十分な休息や医療の確保が難しいなかで行われたため、さまざまなけががもとで、障害を重くしていった。	水がめ・水桶	実物		
		水汲み	写真		
		鶴嘴・バール・敷石	実物		
		道路敷設作業	写真		
		温泉導引管	実物		
		温泉導引管敷設	写真		
		千歯こき・ざる・升・手鉤	実物		
		農作業	写真		
		火葬	写真		
		包帯巻き作業	写真		
		大工道具	実物		
		大工	写真		

		看護・介護 看護婦は創立当初から配属されていたが数人ほどで、仕事は医師の補助であった。そのため病棟や、不自由舎（盲人や両足を切断した患者の暮らす寮舎）の看護や介護は、「患者付添」といわれる患者作業として行われていた。治療棟での包帯巻きも患者作業であった。療養所はこれを「相愛互助」と称して美化していた。	治療助手 病棟の付き添い看護 不自由舎の付き添い看護	写真 写真 写真	
C-5	療養所内の秩序維持―慰安的行事と懲戒検束―				
	患者の中には、入所前の生活を取り戻すという目的がもてず、自暴自棄におちいるものも少なくありませんでした。 療養所では患者の慰安のため、さまざまな年中行事や宗教活動を行う一方、懲戒検束権をもうけ、秩序の維持をはかりました。 	宗教・娯楽・慰安 療養所内では、盆踊りや餅つき、運動会など患者の手によって年中行事がさかんに行われていた。それらは数少ない楽しみであり、生活の中でたまる欲求不満を発散する場でもあった。しかし、行事の内容にかかわらず、すべて療養所の許可が必要であった。	礼拝堂の狛犬 療養所での行事一覧	実物 テキストパネル	
		療養所内の信仰 療養所にはさまざまな宗派が共存していた。当初、宗教は患者の品行を正し、同じ宗派内での人間関係が療養所内での生活に円滑さをもたらすとして、取り入れられた。やがて各宗派の行事は入所者の慰安や娯楽として年中行事に組み込まれていった。	礼拝堂の内部 宗教行事	写真 写真	
		療養所内の行事と文化活動 療養所ではさまざまな行事が催された。仮装行列や運動会、餅つき、盆踊りなどは戦時の規制が強くなってきても、楽しみとして続けられてきた。なかでも患者歌舞伎は外から大勢の見物客を呼び、盛大に行われた。これらの行事は単調な日々の生活のなかでの最高の娯楽であったため、みな極端なまでに熱狂した。	仮装行列・患者歌舞伎関連資料 野球（外島保養院野球チーム遠征） 餅つき・臼と杵 園内の祭り 相撲軍配	実物・写真 写真 写真・実物 写真 実物	



懲戒検束 初期の療養所では放浪する患者を主に収容し、男女分離や飲酒禁止などの規律を設けたため、療養所内には暴れたり「逃走」するものがいた。また、さまざまな人々の混住により、多くの混乱が生じた。そのため療養所内の秩序の確立を目的に、患者を処罰することのできる懲戒検束権が所長に与えられ、各地の療養所には監禁室がつくられた。そこでは監禁や減食などの処罰が行われた。なかでも1938（昭和13）年に栗生楽泉園につくられた特別病室、通称「重監房」の環境は劣悪で23人もの死者を出した。	「国立癲療養所患者懲戒検束規定」	テキストパネル
	患者心得	テキストパネル
監禁室の登場 1916（大正5）年に懲戒検束権が療養所長に付与され、各療養所に監禁室が設置された。空腹にたえかねた「農作物の窃盗」、肉親に会いたいための「逃走」なども「罪名」とされ、30日以内の監禁や減食などに処せられた。当時日本の植民地であった朝鮮・小鹿島では断種も懲罰として加えられていた。	各療養所の監禁室	写真
	監禁室内の落書き	写真
「重監房」 1936（昭和11）年に起きた長島事件を契機に、所長たちの間に監禁室以外の特別室を求める声が高まった。1938（昭和13）年、栗生楽泉園に特別病室、通称「重監房」がつくられた。ここには各療養所で特に「反抗的」とされた患者が送りこまれ、劣悪な環境のため、命を落とす人もいた。	壁の破片	実物
	「重監房」の跡	写真



			食事模型	模型		
			見取り図	グラフィック・模型		
			「重監房」一室内部再現	ジオラマ		
			映像（重監房について）	証言・1947年当時のニュース映像・グラフィック	映像	
		監禁室と「重監房」のその後	岡山県警牛窓署の警察留置所支所	写真		
		1953（昭和28）年、「らい予防法」が新たに公布され（「癩予防法」は廃止）、懲戒規定から監禁が削除された。しかし患者による多くの反対にもかかわらず、その後国は所内の監禁室を国家地方警察の留置所として移管させた。また、1953年には特別病室に代わるものとして、全国の罪を犯したとされる患者を収容する菊池医療刑務支所（熊本刑務所所管）を開設することとなった。	警察留置所支所の内部（大島青松園）	写真		
			警察留置所扉	実物		
	菊池医療刑務支所		写真			
C-6	結婚、断種、中絶					
	結婚は当初認められていませんでしたが、療養所への定着などを目的に、入所者間の結婚が許可されました。それはプライバシーのない「通い婚」や夫婦雑居でした。 またほとんどの療養所では、夫婦は子どもをもつことを許されませんでした。患者の子どもを拒む社会も、男性の断種、妊娠した女性の中絶を強いました。	通い婚	男女の寮舎を仕切る板塀	グラフィック		
		療養所のなかには、夫婦として暮らす居住環境は整えられておらず、夜だけ夫が女舎を訪れて性生活を共有する「通い婚」しか許されていなかった。 夜、男の通う女舎には、結婚している他の女性や、独身の女性もいた。このような夜のくり返しのなかで、「一度でいい、夫と朝ご飯を食べたかった」ともらす女性もいた。				
		夫婦雑居	夫婦雑居模型	模型		
	夫婦舎ができてからも、10畳から12畳半程度の部屋に、3～4組の夫婦が雑居させられた。互いの夫婦が気を遣う、心の安まらない日々だった。夕食後、夫婦だけの会話は部屋の外で行い、夜はちゃぶ台などを仕切にして性交渉をもった。常に、すぐ隣にいる別の夫婦の存在を意識せざるを得なかった。					
	断種と中絶	新聞記事（安村事件）	グラフィック			
	結婚したなら子どもがほしい。しかし療養所の中では子どもは育てられず、厳しい偏見と差別のなかで、患者の一族を含め、外の社会にも「癩患者の子ども」を引き取って育てていく包容力はなかった。男性には結婚の条件として断種手術が半ば強制された。思い悩んだあげく、妊娠すれば中絶手術が待っている妻のことを思い、断種手術を受けざるをえなかった。	胎児慰霊碑（多磨全生園）	写真			
墮胎について（証言）		テキストパネル				
		胎児標本について（短歌）	テキストパネル			

C-7	療養所の中の学校				
発病すれば、子どもも同じように収容されました。子どもは、愛情を注いでくれる親や、子どもらしい生活を共に送る友だちとの絆を、病を理由に断ち切られてしまいました。しかし親からの手紙を「読みたい、書きたい」と慕いう思いが、子どもの学びをささえていました。 	療養所内の寺子屋授業	子どもの患者を中心に読み書きを教えるため、各園では礼拝堂などに机といすを並べて寺子屋式の「学校」を設置した。教師は患者の中から、経験や知識のある者を選んで「作業」として行わせた。子どもたちだけでなく、学校教育を受ける機会がとぼしかった大人の入所者も、家族への手紙を書きたい一心で通った。	詩「病」	テキストパネル	
			少女	写真	
			雛飾り	実物	
			療養所内の寺子屋式授業	写真	
			望ヶ丘の子どもたち	写真	
	戦後の療養所の学校	園内の小中学校は戦後、各地域の公立学校の「分教室・分校」扱いになった。園外から教諭が派遣されたり、卒業証書が本校の名前で発行されるなどの変化はあったが、依然として教室は療養所内にあった。それでも、病気が治った子どもの多くが、社会に羽ばたいていった。	分教室での授業	写真	
			淋しい運動会	写真	
			中学生・夏子の卒業式答辞	テキストパネル	
			『なかよし』『青い芽』（文集）	実物	
			邑久高校新良田教室	写真	
	教育用具	教師は本校から派遣されるようになったが、本校の生徒と違い寄付などの古い教材しかもらえなかった。派遣教師の中には偏見で壁をつくっている者もいた。	机といす	実物	
			フラスコ・鉱石標本	実物	
			分度器・三角定規	実物	
			教科書	実物	

C-8 社会の偏見				
「癪は一度かかれば生涯癪」※一療養所に収容された患者が、病気が治癒し退所しても、社会は一度押した烙印を決して消さず、拒絶してきました。それでも患者は社会の善意に期待し、やはり拒絶され、落胆をくり返してきました。 ※ "once a leper, always a leper" 『らい医学の手引き』より 	室戸台風による外島保養院の壊滅 室戸台風の直撃で、神崎川河口のゼロメートル地帯に位置した外島保養院は暴風雨と高潮の被害を受け、壊滅状態となった。犠牲者196人を出し、生き残った患者はすべて一時的に全国の療養所に分散して預けられた。立地条件の危険性から逃れ、敷地を拡張するための移転計画が、移転候補地住民の反対で頓挫した結果起きた大惨事だった。3年半後、長島愛生園の隣に邑久光明園として再建された。	神崎川河口付近地図	グラフィック	
		移転反対の郡民大会を報じる新聞記事	グラフィック	
		外島保養院壊滅を伝える新聞記事	グラフィック	
		壊滅した外島保養院	写真	
		救助松	写真	
	黒髪校事件 竜田寮（菊池恵楓園入所者の子どものための保育所）から児童4人が入学するのを、黒髪小学校PTAが阻止しようとした。患者を親に持つ子どもは、誰もがいずれは発病するという偏見から「未感染児童」と呼ばれていた。その子供どもたちから病気がうつると恐れた親たちが、登校阻止や授業拒否を組織的に行なった。特殊な「未感染児童保育所」の設置や、拒否される子どもの気持ちを顧みない対応などは、患者とその家族に対する社会の態度をよく表している。	反対派のビラ	写真	
		通学反対派の集会	写真	
		同盟休校初日に登校した六年生の意見	テキストパネル	
		『黒髪校問題の真相を訴う』	実物	

ハンセン病患者を巡る事件 熊本県で殺人などの容疑でハンセン病患者が逮捕された。発病を役場に密告されたことへの逆恨みが動機とされ、逮捕前から犯人と決めつける報道が繰り返された。本人は無実を訴え続け、不自然な点を指摘する声があるなか、死刑判決を受け、再審請求中に刑が執行された。	『予断と偏見の裁判』	写真
	殺人事件現場の検証	写真
	殺人事件について報じる新聞記事	グラフィック



		結婚・就職差別	婚約解消を心配する相談欄（新聞記事）	グラフィック		
		社会はハンセン病という病気だけでなく、そのかわりを持つ人までも嫌ってきた。そのため患者は人に知られてはいけない病だと、自分に強く言い聞かせて、自分とその家族も存在を消していった。療養所に入っていた時間の痕跡を消す苦労は並大抵のものではなく、そうまでしてやっと結婚や就職を手にしたとしても、今度は死ぬまで隠し続ける苦しみが待っていた。	『痛みのなかの告訴』	文書		
			全患協癩予防法改正促進委員会『癩予防法による被害事例集』より抜粋	テキストパネル		
C-9	療養所の中の死					
	ほとんどの患者は療養所のなかで生涯を終え、引き取り手のない遺骨の多くは納骨堂に納められています。社会や家族との絆を絶たれて入所する患者にとって療養所の中の死は、自分という存在の消滅を意味しました。しかし死後も霊魂は不滅とする観念を信じ、「隔離からの解放」、「故郷の空に戻れてよかった」という思いで見送る者もありました。	納骨堂がつくられるまで 療養所が設立された当時、亡くなった患者は土葬されていた。その後すぐに火葬場はできたが、遺骨を安置する場所のない時期が続いた。「せめて死後は安らかに眠りたい」との患者たちの思いによって各療養所に納骨堂がつけられたが、その背景にはほとんどの家族や親戚が遺骨を引き取らない事情もあった。	墓標代わりの小松を植えた墓地	写真		
			位牌	実物		
			礼拝堂内部	写真		
			「第一区府県立全生病院死亡患者之霊」軸	実物		
			全生病院の最初の納骨堂、現在の各療養所の納骨堂	写真		
			告別	写真		

展示構成表 常設展示室 3

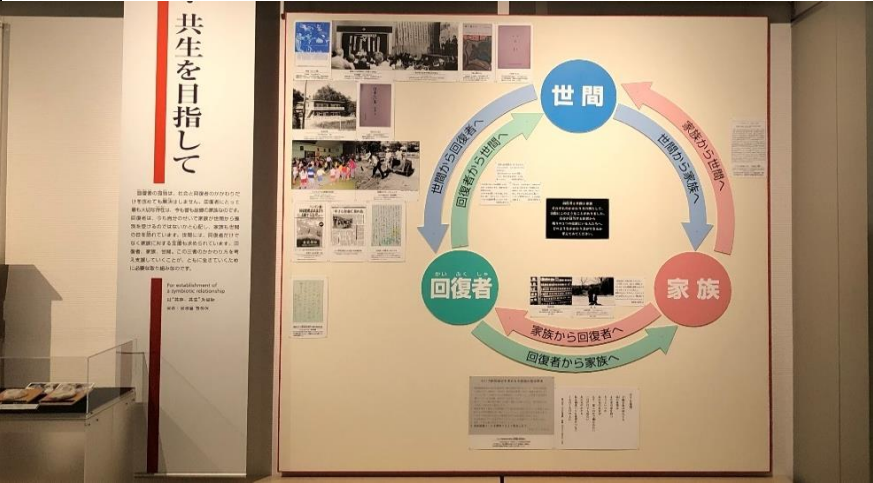
大コーナー	小コーナー	主な展示資料		備考	
		タイトル	展示形態		
D-0 第3展示室 生き抜いた証 ―絶望の中でも生きる意味を求める姿―					
D-0	生き抜いた証				
	入所者たちは、苦しい状況のなかでも生きがいを求めて、さまざまな活動に取り組みました。それが療養所での生活改善や創作活動、あるいは社会との交流につながっていきました。 これらの足跡は、入所者たちの「生きた証」にほかなりません。				
D-1	よりよい療養生活を求めて 化学療法のはじまりと患者運動				
	戦後、基本的人権の尊重などを謳った日本国憲法と化学療法を手にした入所者は、医療と生活の向上を求める行動に立ち上がり、全国ハンセン病患者協議会（全患協）の活動という大きな流れとなりました。 そして、らい予防法闘争の成果である9項目の附帯決議の一つ一つの実現が、実際の生活改善として表れていきました。 半世紀以上かけて取り戻したこれらの成果が、現在の生活を支えています。	患者運動前史	外島事件関連資料（新聞記事）	グラフィック	
			長島事件関連資料（新聞記事）	グラフィック	
	らい予防法闘争	1953（昭和28）年のらい予防法闘争では、中央の全患協本部と全国の支部（患者自治会）が一致してデモや座り込み、作業放棄やハンストなどをもって闘った。全患協はこの闘争の成果を通じて、社会との連帯を得たと評価した。	全患協の旗	実物	
			第一回支部長会議、参議院裏の座り込みの様子	写真	
			戦術の計画を立てる自治会、ハンスト、デモ行進、園長との交渉などの様子	写真	
	生活環境	戦後、全患協運動などを通して少しずつだが、生活環境の改善が図られていった。1950年頃から夫婦舎では、複数の夫婦が一部屋に同居する「夫婦雑居」を改め、一組の夫婦に一つの部屋が割りあてられるようになった。また、長い間水や電力の不足に悩まされた離島にある長島愛生園、邑久光明園、大島青松園では、戦後、徐々に安定的な供給が行われるようになっていった。	海底送水管、海底送電線	実物	
			一組夫婦寮の居室	写真	

療養の改善 患者作業でまかなわれていた病棟や不自由舎の患者の世話看護・介護は、1950年代半ば以降、少しずつ職員の仕事に切り替えられていった。	病棟看護職員切替後の病棟の写真	写真	
社会復帰 病気が治るようになり、入所者にとって社会復帰が現実味のあるものとなった。各療養所では社会での経済的自立を目指して、社会復帰に必要な仕事の技術や学問を身につける努力が行われた。	ステープラ・パンチ	実物	
	東北農場	写真	
	自動車運転仮免許出張試験	写真	
	邑久高校新良田教室	写真	
開かれた療養所へ 療養所の中には、僻地や離島にあったり、壁や柵、堀などをめぐらせるなど、地理的・物理的に閉ざされたところもあった。こうした療養所も1960年頃から次第に開かれた療養所となっていった。	邑久長島大橋の架橋実現を訴える横断幕	実物	
	邑久長島大橋、路線バス開通式など写真	写真	
生き抜いた証 患者は発病して療養所に隔離され、社会的存在としての価値を奪われてきた。それでも生き抜いてきた証を残す取り組みがある。その静かな取り組みは、今なお情熱的に取り組まれている。	多磨ハンセン氏病文庫の看板	実物	
	高松宮記念ハンセン病資料館	写真	
人間としての自由 「らい予防法」は、法律の存在自体が病気や患者・回復者に対する偏見の一つの基(き)盤(ばん)ともなっていた。1996年（平成8年）の法律の廃(はい)止(し)は、あらためて入所者や回復者に人間としての自由を意識させることとなった。	「らい予防法の廃止に関する法律」部分	グラフィック	

		誇り 療養所の中にも偏見や差別が存在していた。盲人の入所者は「患者付添い」の手を借りていたため、一人では何もできないと思われていた。そのため自立意識を高め、盲人同志の親睦や交流、文化・教養・福祉の向上を目的に、1955（昭和30）年、「全国ハンセン氏病盲人連合協議会」（全盲連）を結成した。また在日韓国・朝鮮人の入所者も、1959（昭和34）年、全国組織「在日朝鮮・韓国人ハンセン氏病患者同盟」（ハ氏病同盟）を結成し、外国籍を理由とした生活費の格差是正などのほか、民族意識を保持する拠点となった。	盲人会関連資料（点字陳情書、全盲連関連文書など）	文書		
		ハ病同盟関連資料（在日外国人ハ氏病患者同盟本部指令）	文書			
		入所者による評論	書籍			
		被害実態と補償 ハンセン病政策による人権侵害の事実認定と謝罪・補償を求めて、入所者らは「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」を提訴起こした。療養所に入所しなくても治療が可能になった後も、国が療養所への入所を基本とする方針を変えなかったことは、憲法違反だとする判決を得た。失った家族や生活、将来への希望が取り戻せるはずはなかったが、国による謝罪とそれをふまえた対策（補償金や名誉回復など）につながるとともに、ハンセン病に対する社会の認識が変化していくきっかけにもなった。	控訴断念要求に関する資料（写真、ゼッケン、スローガンが書かれた衣類など）	実物、写真		
			熊本地裁判決を受けた、原告側と国との合意事項	テキスト		
			国の謝罪広告、補償金額の一覧、社会啓発用パンフレットなど	文書		
		残る不安の解消を目指して 「らい予防法の廃止に関する法律」では、療養所の将来構想実現に制約が課されているとして、新たな法律「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称：ハンセン病問題基本法）」の制定を求め署名活動を行った。写真は津島雄二・藤井裕久両議員懇談会長に署名を手渡しているところ。この法律は最終的に約93万5千筆の署名を集め、議員立法として成立し、現在施行されている。	ハンセン病問題基本法の立法化を求める国会請願署名	写真・テキストパネル		
			菊池恵楓園内の「かえでの森こども園」（2012年開園）、多磨全生園内の「花さき保育園」（2012年園内に移転）	写真		
			「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」	テキストパネル		
取り戻せていないもの	家族との絆、社会との共生、入所前の生活、人生の選択肢のキャプションを空のケースに展示	テキストパネル				
	映像（全患協運動の歴史）	全患協運動に関する証言、写真など			映像	
D-2	生きがいづくり 社会との確かな連携					
	入所者たちは療養所で生きるなかにも自分自身の価値を求め、さまざまな文化活動を行ってきました。こうして生み出された作品や公演などは、療養所の内外・時代を問わず、人びとに感動をあたえ、入所者と社会がつながりをもつきっかけとなりました。また、それは社会に対して生きている証を主張する手段でもありました。ここには視力や手足の自由を失ってなお、確かな生きがいを求める人間の強さが示されています。	文芸活動 失明や手足の不自由にめげず、短歌や俳句など文芸活動にいそしむ者は多かった。そして、それらは病む身を癒すわずかな楽しみの一つとしてさかんとなった。ハンセン病患者・回復者による文芸が世に注目されはじめたのは北條民雄や明石海人などの登場によるとされる。こうした文芸活動は、社会とつながる大切な手段でもあった。	各療養所の機関誌・文芸誌表紙	グラフィック	 	
			明石海人、北條民雄、村越化石、塔和子の各紹介パネル、関連資料（文机、書簡、日記、万年筆、原稿、賞状など）	写真、テキストパネル、実物		
			書、陶芸、彫刻、手芸などの作品、陶芸製作用補助具などの道具	実物		
			作品の製作風景写真（陶芸部・手芸部など）	写真		
			ハーモニカバンドの演奏風景・詩・ハーモニカ、バンドで使用していた楽器	実物・写真・テキスト		

	盆栽・菊花	盆栽の写真・道具	写真・実物			
	療養所の中で盆栽がはじめられたのは戦前にさかのぼるが、療養所内の文化活動の一つとしてさかんになったのは戦後になってからだという。さつきや松、雑木だけではなく、菊花も各園でさかんに育てられ、外部の大会でも多くの賞を受けるなど、その実力の高さには定評がある。					
	絵画	油彩画、スケッチブックなど	実物			
	ある入所者の絵を描くきっかけは外部から慰問に来た画家との出会いであった。キャンパスや額縁などは高価でなかなか買えず、ほとんどが自らの手作りだったという人もいる。その上達ぶりは目を見張るものであったという。より自分が満足できるものを描きたいという気持はそれぞれが強くもっていた。					
	写真	写真	実物			
	戦後、各園ではカメラをもつ入所者が増えてきた。当時はカメラを購入することはたやすいことではなかったが、写真という表現は入所者に新たな世界をみせた。当初、園内や個人的な行動の範囲にとどまっていた活動もやがて園内に広がっていった。	カメラ・フィルムなど				
	(その他)	ゲートボール関連資料、宗教・信仰関連資料	実物・写真			
	映像（生き抜いた証　ー文化活動）	作品の製作風景写真（陶芸部・手芸部・盆栽など）、製作者による証言	映像			
D-3	医療の進歩　多剤併用療法とリハビリテーション					
	ハンセン病はらい菌による慢性の感染症です。感染症ではありますが、次のたった一つの注意　一多菌型ハンセン病で未治療の患者さんが、小さな子ども、特に乳幼児をくりかえし抱いたりしないこと― さえ守れば、病気がうつるようなことはありません。もちろん、治療中の患者さんや治癒した人（回復者）と、友人として普通につきあって何の問題もありません。患者・回復者の方々の悩みを知るためにも、基本的なハンセン病の医学的知識を持ってほしいと考えています。	ハンセン病ってどんな病気？	らい菌写真			
		ハンセン病は早期であれば、治療薬を正しく服用し、疲労とストレスを避けて暮らすことで確実に治すことができる。	多剤併用療法で使用される薬剤	実物		
		1　らい菌による慢性の感染症で、菌の病原性は弱く、感染しても発病することはごく少ない	初期症状の写真と解説	写真・テキストパネル		
		2　初期症状は皮疹と知覚麻痺である	治療を勧めるポスター(海外)	グラフィック		
		3　早期発見・早期治療によって、後遺症を残さずに治せる	インドの回復者母子	写真		
		4　未治療の患者と乳幼児との接触さえ注意すれば感染させる心配はない。治れば出産・育児も可能である。	上下水道および栄養摂取量と、新発生患者数のグラフ	グラフィック		
		5　予防には社会状況の安定と向上が大切で、発病も社会状況に左右される				
		回復者とともに生きるために	(後遺症についての解説図)	グラフィック		
		病気自体は治っていても、プロミン治療以前の症状の進行により後遺症が残ってしまった回復者は多い。もちろん、そうした人々が病気を感染させることはない。そして私たちが回復者とともに生きるためには、その後遺症がどのようなものかを理解し、後遺症を抱えていても自立して生きるために回復者がどのような努力をしているかを知ることが大切である。	知覚神経麻痺（足穿孔症など）、運動神経麻痺（垂足など）、自律神経麻痺（うつ熱など）について、イラストを用いて解説する			
		1　病気は治っていて、現在あるのは後遺症である。	(声)			
		2　後遺症によっては生活上の困難も少なくない	後遺症による日常生活への影響について、回復者および医療者による証言をテキストで紹介	テキストパネル		
		3　後遺症を抱えていても、自立して生きるための努力をしている	補装具の製作・調整、ペンをくわえて原稿を書く様子	写真		
			ボタンかけ、湯飲みカバーなどの補助具	実物（一部ハンズオン）		
		D-4	日本のハンセン病療養所の今			

	現在、日本には国立・私立合わせて14ヵ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的だったため、その多くは山の中や離島など交通の不便な場所にあります。超高齢化と少人数化が進んでいる現在、入所者は不安のない医療や暮らしを望んでいます。また、各療養所ではそれぞれの特色を生かした在り方を模索しています。 療養所を訪れることが自由になった今、さまざまな方が訪れて納涼祭や文化祭など地域との交流をはかる行事が行われています。		療養所所在地と入所者数、センター入居者割合の増加など	全国の療養所所在地と入所者数	グラフィック		
			高齢化、センターへの入居率増加を示すグラフ	グラフィック			
			各療養所の紹介	国内に現存する各療養所それぞれについて、紹介パネルを設置	写真、テキストパネル		
							
D-5 いま世界のハンセン病は 治る病気、残る偏見							
	ハンセン病は、1981年に開発された多剤併用療法によって、耐性菌の出現を抑えながら治せる病気となりました。医療の発展と、世界保健機関（WHO）を中心とした各国政府、NGOのハンセン病制圧をめざした協力体制の確立を通し、ハンセン病対策は大きな成果をあげつつあり、新しくハンセン病と診断される患者数は、全世界で年間20万人強となっています。 しかし治る病気となった現在も、偏見や差別は根強く残っています。このため各国の回復者やその家族の多くは、依然として社会から疎外された生活を送っているのです。 近年になり、これまで前面に出ることのなかった回復者が世界各地で立ち上がり始めました。当事者である回復者が、人間としての誇りと尊厳を取り戻すためのネットワークをつくり、偏見や差別との闘いに挑み始めたのです。		国際会議にみるハンセン病の歴史	国際会議にみるハンセン病の歴史	年表(グラフィック)		
			国際会議は1897年の第1回から現在にいたるまで開催されてきた。治療法が確立し、リハビリテーションや多剤併用療法を普及させる取り組みが充実してくるまでの主題は、ハンセン病に対する医学的認識の世界レベルでの変化を示している。	THE PRINCIPLES OF THE PROPHYLAXIS OF LEPROSY 『らい公衆衛生の原理』	文書		
			世界のハンセン病の現状	CONGRESSO INTERNAZIONALE PER LA DIFESA E LA RIABILITAZIONE SOCIALE DEL LEBBROSO 『らい患者救済及び社会復帰に関する国際らい会議』			
				世界のハンセン病新規発生患者数の分布	グラフィック		
				A NEW ATLAS OF LEPROSY	書籍		
			排除と隔離の場は今	世界各地の療養所・関係施設紹介			
				カラウバパ国立公園（ハワイ）	写真、書籍		
				ソロクト病院、愛養園、ドソン農場（回復者村）	写真、実物、書籍		
				楽生療養院、楽山療養院（台湾）	写真、実物、文書		
				クリオン総合病院、スタードール（フィリピン）	写真、実物		
			1873年、A. ハンセンのらい菌発見により、ハンセン病は伝染病であることが確定した。ハンセンは予防には患者の隔離が最善と唱え、以後世界的に患者隔離を中心としたらい対策が進んだ。日本との関わりに限っても、ハワイのカラウバパ隔離地区をモデルとして、1906年フィリピンに当時世界最大のクリオン療養所が作られ、さらにこのクリオンに倣って、1931年長島愛生園が作られた。				

		日本が隔離を強化していくのに対して、国際会議の認識は隔離は限定的、必要最小限、不必要と変化していった。さらに化学療法の改良で、隔離の否定は決定的となった。開放治療が進められ、治った者を療養所から社会に戻し、新患者は在宅治療する方針が主流となった。こうして世界では隔離の場としての療養所は減少し、一般病院や他の疾病の拠点医療機関に転換されつつある。それと並行して、定着村や患者・回復者の集落が形成されてきた。今日、隔離が不要になってもなお、患者・回復者に対する社会の排除はなくなっていない。回復者の社会における生活基盤も築き直すことは難しい。定着村や関係者の集落には、未だに社会に受け入れられていない場面が見られる。実質的な排除は世界的に継続しているのだ。			
		映像（日本と海外の療養所および関係機関、社会復帰者）	日本の療養所・関係機関20カ所、社会復帰者について、 海外の療養所・関係機関6カ所を紹介	動画（各2～3分）	
D-6	共存・共生を目指して				
	回復者の孤独は、社会と回復者のかかわりだけを改めても解決はしません。回復者にとって最も大切な存在は、今も昔も故郷の家族なのです。回復者は、今も自分のせいで家族が世間から差別を受けるのではないかと心配し、家族も世間の目を恐れています。世間には、回復者だけでなく家族に対する支援も求められています。回復者、家族、世間。この三者のかかわり方を考え支援していくことが、ともに生きていくために必要な取り組みなのです。	世間から回復者へ／回復者から世間へ 回復者から家族へ／家族から回復者へ 世間から家族へ／家族から世間へ	ハンセン病問題をテーマにした映画のちらし ハンセン病問題関連の書籍 交流の家、ワークキャンプ関連資料 温泉ホテル宿泊拒否事件の後の差別文書など 「ハンセン病は終わったか ある悲しい報告」 回復者の家族への思い（証言テキスト） 納骨堂内 など	グラフィック グラフィック 写真 グラフィック グラフィック テキストパネル 写真	
D-7	証言コーナー				
		全国の療養所15カ所（国立療養所13カ所・私立療養所2カ所…2006年取材当時）の入所者、社会復帰者、各療養所医官および厚生労働省関係者など、42人の証言映像を公開。 海外の療養所にて取材した回復者とその家族、関係者、計22人の証言を公開。（2011年に追加）			
	あなたのやさしさを信じて				

「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」開催要綱

1. 趣 旨

国立ハンセン病資料館は、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 82 号）第 18 条に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識を普及啓発し、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図ることを目的とした施設である。

平成 19 年の再開館から 10 年以上が経過し、ハンセン病問題に係る新たな資料や調査結果が多数報告されるなど、展示情報の見直しが必要となっていることから、展示内容について検討を行い、その目的に沿った展示の充実を図るため、「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」を開催する。

2. 検討会構成員

- (1) 検討会は、入所者代表、原告団代表、弁護士連絡会、学識経験者等から構成するものとし、厚生労働省健康局長が参集する。
- (2) 座長は構成員の互選により、選任する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 構成員の任期は、2 年とする。
- (5) 座長は、検討に必要があると認めるときは、構成員以外の者を参考人として出席を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 国立ハンセン病資料館の展示内容について
- (2) その他

4. ワーキンググループ

- (1) 健康局長は、資料館の常設展示の見直しに関する具体的な検討を行わせるため、必要に応じて検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループのメンバーは、構成員の中から座長が指名する者で構成するものとする。
- (3) ワーキンググループの座長は、メンバーの互選により選任する。
- (4) ワーキンググループの座長に事故があるときは、ワーキンググループの座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) メンバーの任期は、構成員の任期に準じるものとする。
- (6) ワーキンググループの座長は、検討に必要があると認めるときは、メンバー以外の者を参考人として出席を求めることができる。

5. その他

- (1) 本検討会の庶務は、健康局難病対策課において行う。
- (2) 本検討会は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定めるものとする。

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会 構成員名簿

氏 名	所属・役職
赤 沼 康 弘	ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会
蘭 由 岐 子	追手門学院大学 教授
内 田 博 文	九州大学 名誉教授
遠 藤 隆 久	熊本学園大学 名誉教授
太 田 明 夫	ハンセン病問題を共に学び共に闘う全国市民の会 会長
君 塚 仁 彦	東京学芸大学 教授
黒 坂 愛 衣	東北学院大学 准教授
鈴 木 利 廣	すずかけ法律事務所 弁護士
豎 山 勲	ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 事務局長
成 田 稔	国立ハンセン病資料館 館長
畑野 研太郎	日本キリスト教海外医療協力会 会長
浜 崎 眞 実	カトリック司祭
藤 崎 陸 安	全国ハンセン病療養所入所者協議会 事務局長